

「閲覧」・「監査」のデジタル化等に関する 通知・事務連絡の発出について

2024年（令和6年）3月29日付で、厚生労働省より、以下についての通知、事務連絡が発出されました。

- （1）「閲覧」のデジタル化について
- （2）行政による「監査」のデジタル化について
- （3）「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」の改正について

これは、2022年（令和4年）6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル庁のデジタル臨時行政調査会において決定され、デジタル社会の実現を目指す観点等から実施されるものです。

今回は、こちらの内容についてご案内いたします。

（※）「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載先（デジタル庁HP）
<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

【内容】

- （1）「閲覧」のデジタル化について
- （2）行政による「監査」のデジタル化について
- （3）「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」の改正について

*当年金NEWSでは、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

*当年金NEWSでは、2024年3月29日付の通知・事務連絡について、DBと企業型DCに関わる部分をご案内いたします。存続厚生年金基金に関しては、同日付で、以下の通知が発出されております。

《「閲覧」のデジタル化》
事務連絡「『デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン』を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」

《行政による「監査」のデジタル化》
通知「『厚生年金基金の実地監査について』の一部改正について」（年企発0329第1号）
通知「『厚生年金基金の解散等及び清算について』の一部改正について」（年発0329第5号）
通知「『厚生年金基金の指導監督について』の一部改正について」（年発0329第6号）

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

(1) 「閲覧」のデジタル化について

- 以下の規定（DB及び企業型DCの加入者等が以下について閲覧を請求することに係る規定）に係る手続きについては、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧の申請又は照会及び当該申請又は照会に対する回答が可能となりました。

<DB関係>

- ・事業主等の事業及び決算に関する報告書の閲覧等（DB法第100条第3項）
- ・基金の代議員会の会議録の閲覧等（DB法施行令第18条第4項）
- ・基金の加入者原簿の閲覧等（DB法施行令第20条第2項）

<企業型DC関係>

- ・企業型年金規約の閲覧等（DC法第4条第4項）

※事務連絡「『デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン』を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和6年3月29日）

(2) 行政による「監査」のデジタル化について

- DB及び企業型DCの行政による監査について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式での実施が可能となりました。あわせて、デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合、関係者から質問及び検査を行う職員的身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を提示する時は、オンライン会議システムの画面越しに提示する等、デジタル技術を活用した方式により提示することが可能となりました。

※通知「『確定給付企業年金法に基づく監査の実施について』の一部改正について」（年発0329第4号）（令和6年3月29日）
通知「『総合型確定給付企業年金の指導等について』の一部改正について」（年企発0329第2号）（令和6年3月29日）
事務連絡「『デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン』を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和6年3月29日）

《ご参考》

- DB基金における監事監査についても「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」による実施が可能です。

※年金NEWS2022年12月27日「【DB基金】予算代議員会特集号（続報）」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/nenkin/n733_nenkin_news_20221227_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/nenkin/n733_nenkin_news_20221227_2.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/nenkin/n733_nenkin_news_20221227_3.doc

(3) 「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」の改正について

- 「(1) 「閲覧」のデジタル化」に伴い、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」において、Q&Aが追加されております。

【追加されたQ&A】

Q3-3-2

加入員原簿等の写しについて、本人から電子メールによる送付を要望されたが、個人データを当該本人に対して、インターネット等を介した電子メールに添付して送信してよいか。

A3-3-2

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において、電磁的記録の提供による方法についてはできる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいとされ、具体的方法の事例として、電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法が示されています。

また、「往訪閲覧縦覧規制」を定める法令等の規定について、規制の点検・見直しが行われ、加入員原簿等の閲覧については、デジタルに適合した方法で行うことが可能とされました。これらを踏まえ、本告示にかかわらず、加入員原簿の閲覧等について、本人から要望があったときに、改正個人情報保護法第33条の規定に基づく本人情報の開示請求に準じる対応として、当該本人の個人データを電子メールに添付して送信することは差し支えありません。

なお、電子メールの送信に際して、誤送付等に伴う情報漏えいのリスクの低減を図る観点から、以下に示すような対策を講じることが望まれます。

- ①確認メールを送信するなどして、申出のあったメールアドレスの真正性を事前に確認した上で、個人データを送信する。
- ②電子メールに添付する個人データは、必要に応じ暗号化して送信する。
- ③メール送信のために、インターネットに接続されたパソコンに一時的に保存した個人データは、メール送信後、確実に消去する。

(注) 「往訪閲覧縦覧規制」とは、「申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制」を言います。

※事務連絡「『私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A』の改正について」（令和6年3月29日）